

意見

委員 ○○○○(○○○)

結論

- 要綱(骨子)のうち、家庭裁判所が相当と認める場合に、被害者等(以下「被害者」という。)の傍聴を許可する新たな制度の導入について、反対である。
- 要綱(骨子)のうち、被害者によるいわゆる法律記録の閲覧謄写範囲を拡大する部分について、反対である。

1 総論

1-1 はじめに一本諮問は少年法の基本構造に関わる問題である

今回諮問された要綱(骨子)は、「審判は、これを公開しない」(少年法第22条第2項)とした少年法の基本原則の例外を認めようとするものであることから、このような例外を設けることについて、その必要性やこれが与える影響について、慎重かつ実証的に検討する必要がある。

私は、これまで、少年非行事件の付添人を通じて少年審判に関わってきたほか、児童虐待事件における児童相談所の支援、時には性虐待を受けた被害児童の刑事手続きでの援助等に関わってきたので、このような経験や今回の諮問にあたって調査した結果から、意見を述べたい。

1-2 少年審判非公開の原則が持つ意味―少年法の基本構造・本質的な機能との結びつき

少年審判の非公開は、次のような機能を持っていると考えられる。いずれも少年の精神的発達の未成熟さと強い結びつきを持っている。

1-2-1 プライバシーの保護

少年審判においては、少年の健全育成、再非行防止を目的として、適切な審判を行うため、少年の生い立ち(時には親から虐待を受けていることも少なくない)、少年の家族が抱える課題、少年の交友関係等に深く立ち入った情報がやりとりされる。このような情報の多くは、審判前に、家裁調査官が関係者を調査し、社会記録等を通じて裁判官に事前に報告しているが、裁判官としては、重要な事項について、審判の場で、直接、少年や家族から確認することが通常である。また、審判間近になって確認すべき事項が生じることも少なくないし、家族と少年が同席する審判廷で初めて話される事実等事前に予想できない情報がやりとりされることもある。

1-2-2 真実解明機能

非行事実やそれに関連する事実、さらには要保護性に関する事実については、真実にできる限り近づくことが望ましいことは言うまでもない。このような機能が保障されるべきことは、少年審判にとって極めて重要である。そして、真実に近づくためには、家庭裁判所として、客観的な証拠を

集め、関係者から調査をするほか、少年自身の認識や考えを率直に話してもらうことが重要である。

非行事実に関連するさまざまな事実に関する少年の記憶、認識を正確に聞きだすことはもちろん、要保護性の判断をする上では、少年の心の中の動きやその後の考えの変化、認知の仕方等をできる限り正確に把握する必要がある。そのためには、少年がコミュニケーションしやすい環境を整えなければならない。審判の非公開は、このような少年が話をしやすくする重要な環境のひとつとして機能している。

1-2-3 教育的機能

審判廷での裁判官その他の関係者と少年とのコミュニケーションが促進することは、真実を解明しやすくするというだけではなく、少年が率直に話をし、必要に応じて、裁判官が少年を励ましたり、内省を促したり、問題点を指摘したり、認識のゆがみを問題にしたりしながら、次の処遇へとつなげていくという審判の教育的な機能を支えている。この点からも審判の非公開は重要な役割を果たしている。

1-3 国際準則においても少年の手続き参加やプライバシーの保護が重要であると位置づけられている

国連子どもの権利条約は、40条2項(b)(iv)を手續に実効的に参加する権利と位置づけ、同2項(b)(vii)において、子どものプライバシーの尊重を規定している。これらの規定については、国連子どもの権利委員会第44会期で採択された一般的意見10号(少年司法における子どもの権利 <http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/0/b0ebdbcd1e49d11dc1257306004f1864?OpenDocument>)において、次の点が指摘されている。

- 手續に実効的に参加する権利に関し、「北京規則第14条は、手續が、少年の参加と自由な自己表現を可能とするような、理解に満ちた雰囲気の中で行われるべきであると定めている。子どもの年齢および成熟度を考慮に入れるためには、審判廷における手續および慣行の修正も必要となる場合がある」としている(46項)。
- 「手續のすべての段階においてプライバシーを全面的に尊重される子どもの権利は、条約第16条に掲げられた、プライバシーの保護についての権利を反映するものである」として、プライバシーの全面的尊重を強調している。

2 今回の諮問にいたる経緯について留意すべき点

2-1 被害者の傍聴を認めることと少年法の基本構造との抵触が問題とされたこと

今回の諮問にいたる前提として、次の点を確認しておく必要がある。

犯罪被害者等基本計画において、被害者の手續き関与が積極的に認められた刑事手續と異なり、少年審判手續については、「少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する」として、傍聴の可否そのものが検討を

続けられることとなった。

犯罪被害者等基本計画検討会において、少年審判については、被害者が立ち会うことで、「少年法の本質にかかわるようなところがある」「相当慎重な検討が必要」との認識のもと、このような表現がとられたのであり、本部会においてもこのような経過をふまえて議論をする必要がある。

2-2 少年審判の実際を経験している者ほとんどすべてが反対意見を述べていること

犯罪被害者等基本計画検討会や平成12年改正少年法に関する意見交換会において、実際に少年審判に携わる裁判所、付添人として関係する弁護士が、被害者の傍聴について、慎重ないし反対の意見を述べてきた。意見交換会では、当時の最高裁判所家庭局第二課長が「被害者の方々が少年審判を傍聴した場合には、少年や保護者がプライバシーに関する事項について発言することをためらい、その結果、家庭裁判所が少年の再非行可能性を判断するのに必要な情報を得られなくなるおそれがありますし、少年が内面をさらけ出すことなどができなくなり、審判が表面的なものとなって、裁判官の働きかけも空回りし、その効果を上げることができなくなるおそれもあります。」と指摘している。今回の諮問に関連し、パブリックコメントを出した関係者が私のもとに文書が送付されているものもあるが、現実に付添人活動を行っている弁護士の多くや元裁判官が反対意見を述べている。

3 個々の論点について

3-1 犯罪被害者等基本法との関係

3-1-1 被害者が傍聴し得る地位を基礎付ける法的根拠は明確とはいえない

犯罪被害者等基本法第3条第1項は、「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定するが、その法的性格としては、あくまでも犯罪被害者等に関する基本理念を述べたものにすぎず、ここから具体的な権利が導き出されるわけではない。

犯罪被害者等が当該犯罪に関する情報や加害者に関する情報を知ることは、重要なことであるが、その時期や方法については、それぞれの制度との関係でおのずから限界がある。たとえば、現行法においても、捜査情報や矯正に関する情報に被害者等が直接的に接することはできず、いずれも限定された情報を間接的に知ることができるに過ぎない。被害者が当該手続きの中でどのような方法で情報に接するかは、具体的な法的権利とまではいえない以上、その必要性についても慎重に検討した上で、あくまでももともとの制度や手続きの目的等の抵触しない範囲で、これを尊重するという姿勢をとるべきである。

3-1-2 被害者による傍聴の必要性を根拠付ける事情が十分とはいえない

被害者からの少年審判傍聴を希望する意見が強いことは確かであるが、被害者の中にはこれに消極的な意見もある。本部会でヒアリングを実施した中では、「被害者と司法を考える会」の片山徒有氏が、多くの場合、事件後2ヶ月も経過しない時期に開かれる少年審判に傍聴できる地位

を認めることとなることが被害者にとっても加害少年にとっても問題がある旨指摘している。また、2007年11月30日発行の西日本新聞朝刊によると、西鉄バス乗っ取り事件で重傷を負った被害者は「少年が混乱した段階で審判を傍聴すると、被害者が傷つく」と指摘している。

また、平成12年になされた少年法の改正によって、「加害少年の顔もわからない」「事件の内容が全く知らされていない」「いつ審判がなされたのか、審判の結果もわからない」などといった点は改められた。また、その運用の是非はともかく、いわゆる重大事件の相当数が公開の刑事裁判に付されている。それでもなお、審判を直接見たいとの声もあることは承知しているが、審判を直接見ることができないことで具体的にどのような支障があるのか（被害者が望む情報に接近できないという意味では、捜査情報や矯正に関する情報も同じはずである）を具体的に検討すべきである。

なお、被害者に悪影響があるか否かは、被害者が知りたいという地位の行使の妨げにならないとの指摘もある。しかし、被害者に対しても悪影響がある可能性があるとの指摘があるにも関わらず、これに関する具体的な調査も行わないで、「被害者が希望するから」との理由で制度を設けることは、無責任な施策といわざるを得ない。犯罪被害者等基本法は、被害者が「再び平穏な生活を営むことができるよう支援」すること（同法第2条第3項）がその大きな目的のひとつであり、被害者が望むからということだけを理由に、その影響を斟酌せずに施策を実施することは同法の目的にもそぐわない。さらに、傍聴する地位が被害者の権利とまでは言えない以上、被害者に対する影響をも考慮して傍聴を制度として認めるか否かを検討する必要性がより高いといえることができる。

被害者がとにかく情報を知りたい、それがなければ回復のための出発ができないという意見は、理解はできるが、それに直接答えるものではないとしても、審判そのものを傍聴するのではなく、裁判官や調査官から十分な説明を受けるという手段も代替方法にはなり得ると考える。

3-2 被害者の傍聴を認めることにより、少年審判に与える影響について

3-2-1 実証的な検討の必要性

今回の要綱（骨子）は、既に指摘したように、少年審判は非公開で行うという少年の基本構造にかかわる例外を設けるというものであり、そのような例外を認めても、問題はないことに関し、立法者がエビデンスを示すべきである。

被害者の傍聴を認めることにより、少年が萎縮する可能性やプライバシーが守れない危険性、審判が形骸化するおそれ等少年審判が非公開とされていることによる機能に障害が生じることをむしろ証明すべきだとする議論もあるが、○被害者による傍聴は、「少年審判は非公開」という基本原則に対する例外を認めるものであること、○少年の健全育成という少年法の目的を達するという意味では、これまでのおおむね少年審判はうまく機能してきたと考えられること、○先に指摘したとおり、被害者が傍聴をし得る地位は被害者の権利から導かれるものとはいえないことから、被害者の傍聴による弊害が生じるとは考えがたいことを立法担当者は実証的に示すべきである。

3-2-2 被害者傍聴の導入について、なぜ危惧をするのか(弁護士としての経験から)

被害者による少年審判の傍聴を認めことは、少年の審判廷でのコミュニケーションを阻害する可能性が高い。ここにいうコミュニケーションの阻害とは、極端な場合には少年がほとんど話ができなくなり審判の体裁をなさないということもありうるが、多くは関係者にとって重要な事柄を少年が言いにくいと感じて話をしないままに終わったり、率直な言葉のやりとりができにくくなることも問題である。

私の経験でも、少年から正確に事実を聴き取ることが、いかにデリケートで十分に注意を払って行う必要が作業であるかを思い知らされたことは何度もある。

少年がシンナーを吸引した事件で、そのきっかけのひとつとなったのが学校のテストの点数が思いのほか悪かったことがあったが、絶対誰にも言わないでほしいという前置きをした上で付添人である私にこの話をされたことがあった。学校の成績が悪いことなど、シンナー吸引という事件の前では全く大きな問題ではないと大人にとっては思われるが、この件では、本人にとっては重大事であり、とても人前では言いたくない事柄であったようで、やっとの思いで話をしてくれたのである。

また、ある重大事件では、少年の親がかつてアルコール依存症であり、そのときに受けた数々のうちから、親がアルコール依存から脱却した現在においても、自分はその親を全く親とは思っていないということを裁判所には言わないでほしいとして、告げられたこともあった。

関係者の配慮のなさや技術のつたなさで、未成熟な少年から重要な事実を聞けないことは決して少なくなく、だからこそ少年との面接は難しいといわれる。従って、少年のコミュニケーションをできるだけ阻害しない環境のもとで、話を聴く必要があるのである。

裁判官が威圧的に、理詰めで少年を問い詰めるという審判の直後、少年に審判でどういうことを話したかと聞いたところ、何を聞かれたのか全く説明ができないということも何度か経験している(裁判官は善意で厳しい姿勢で問題点をわからせようとしたと思われるが、少年にとっては「怖い体験」をしたという印象が残っているだけで、自分の問題点を認識する、深めるといったことは全くできていない)。

私は、相当以前のケースであるが、逆送後の刑事公開法廷で、傍聴席の遺族から、時折叱責の声が飛ぶ事件や被害者が亡くなった事件で審判廷での被害者による意見陳述に同席した経験がある。いずれも当職が感じた圧迫感としても相当のものがあろう(なお、この圧迫感については被害者を責めるものでは決してない。加害者のための裁判に出席する被害者はとても孤独で心細い気持ちで出席しており、勇気を振り絞って意見を述べるといったことが多いであろう。ただ、そうであっても、少年側の人間にとっては大きな圧迫感を感じてしまうのである)、少年が受ける圧迫感は相当のものであると思う。

なお、この圧迫感に関連し、次の点を指摘しておきたい。私が報告を受けているケースとして、逆送後の法廷で傍聴席の遺族が少年を殴打したケースや少年審判の意見陳述で少年を怒鳴りつけたり物を投げつけたケースがある。また、裁判所職員総合研修所編『総研所報No 4』では、被害者等が少年への殺意を明言していたため審判期日外で意見聴取を実施した例が

報告されている。私は、このような行為に出た被害者が問題であると指摘するつもりはない。このような緊張した事態を生む程に重大な事件を起こしたのであり、だからこそ少年のほか、裁判所や付添人等は(ここまでの事態が生じることはめったにないとはいっても、非常に大きな非難感情、やりきれなさを持っている)、被害者を前に大きな緊張感、圧迫感を持ってしまうのである。

3-2-2-1 被害者による傍聴が少年の萎縮をもたらすか否かの検討方法について

これについて、萎縮をもたらすか否かについての直接的なエビデンスはない。本来、先に指摘したとおり、少年法の基本原則に対する例外的措置を設けるのであるから、それによって支障がないというエビデンスを立法担当者が示すべきであるが、それはどこにも示されていない。

なお、仮に直接的なエビデンスは示すことができないとしても、この点に関する専門家の意見が参考にされているわけでもない。今回当部会で議論をしているのは、法律の専門家が中心であり、心理学をはじめとする子どもの心理や行動科学の専門家は加わっていない。少年の萎縮の問題については、まさに感覚的に議論をされているにすぎない(なお、この中にあって、家庭裁判所の裁判官や少年付添人を経験した弁護士は、本件に直結するエビデンスを持っているわけではなく、少年審判の経験や被害者による意見陳述の具体的な経験等から消極的な意見を述べていることは先述のとおりである。)

立法担当者としては、本諮問にあたっては、被害者による傍聴そのものがもたらす問題を具体的実証的に検証した上で提案すべきであると考えるが、仮にこの問題についての端的なエビデンスを用意できないとしても、児童心理や子どもの行動科学の分野において少年のコミュニケーションを促進するためにどのような手法が確立しているのか、被害者との直面が少年にどのような影響を与えているかを示すデータはないかを調査し、さらには少年のコミュニケーションの促進や阻害要因を研究している専門家から実証的な意見、仮にそれが無理であっても関係した研究からの推定的な意見を得る等できるだけ、専門的実証的な知見にもとづいて議論をすべきである。

3-2-2-2 萎縮に関するエビデンスについて

本来の実証的なエビデンスは、さまざまな条件付けの中、相当のサンプルを使用して検証する必要がある、その意味からは、被害者傍聴による少年の萎縮を検討する上での直接的なエビデンスは、見当たらないといわざるを得ない。

直接的なエビデンスがない中で議論を行わざるを得ないので、専門家による確立した知見等から推測し、検討するほか、現実に非行少年と接触をしている関係者の経験的な知見をもあわせて検討するほかない。関係者の経験的な知見については、既に触れたが(私だけではなく、付添人活動を行ってきた弁護士や矯正関係者等の実務家や少年法の関係者も同様の指摘を行っている)、以下の確立したといえる専門的知見からも、被害者の傍聴が少年が率直にコミュニケーションを行うことについての阻害要因になる可能性が高いと考える。

① 司法面接の手法について

子どもから話を聞きだす場合に、アメリカ、イギリス等では一定のルールのもとで面接が実施されるべきであるとされている(いわゆる「司法面接」(forensic interview))。安心できる、耳を傾けてもらえる場でなければ少年のコミュニケーションは困難であり、誘導尋問はもちろん、はい／いいえで答えるクローズド質問もできるだけ避けるべきであるとされ、仮説や先入観に基づいた質問、繰り返しの質問等の子どもに圧力をかける面接も不適当とされている。

少年から話をきくためには、少年にとって圧力となる要素をできるだけ排除することは当然であり、被害者が少年を糾弾し、厳しい処遇を望む立場で傍聴すれば、審判における緊張感や圧力は高まり、一般的に少年とのコミュニケーションは阻害されると考えられる。

② 触法調査マニュアル

警察庁生活安全局少年課は、前回の少年法改正を受けて、児童心理学者、非行臨床心理学者の協力のもと、『触法マニュアル』を作成した。このマニュアルは、14歳未満の少年を対象にしたものではあるが、圧力と受け取られる状況が少年から聞き取りを行う上で問題であることを端的に指摘している。すなわち、同マニュアル24頁では、少年の面接時に注意すべき事項の一つとして、「少年は担当者が醸し出す不快感や怒りなどの雰囲気には特に敏感なことを踏まえた上で自分の仕草等に十分注意すること(少年が何気ない言動にも反応して自分の気持ちを素直に話そうとしないことがあるため)」と指摘している。

③ 被害者との直面が少年に与える影響

なお、被害者のことを考えさせることが少年の更生につながると単純化することにも問題があることを指摘しておきたい。被害との直面は、関係者が十分に準備し、しかるべき時期に行う必要がある。

Mark W. Lipsey, Nana A. Landenberger, & Sandra J. Wilson の「犯罪者に対する認知行動療法の効果」(Effects of Cognitive-Behavioral Programs for Criminal Offenders, August, 2007 Reviewers) (http://www.campbellcollaboration.org/doc-pdf/lipsey_CBT_finalreview.pdf) では、認知行動療法のプログラムに被害に直面させる要素を取り入れたところ、犯罪者の更生によって逆効果となることが報告されている(21頁)。ちなみに、この論文は、いわゆるメタ解析の手法を用いて、いくつかの調査結果をさらに分析したものであり、その信用性は高い。

3-2-3 審判の形骸化を招く危険性

萎縮的な効果が及ぶことが懸念されるのは、少年だけではない。家族等他の審判出席者も同様である。

少年審判廷では、これまでコミュニケーションがうまくいっていなかった少年と家族が「審判」という限られた場ではあるが、しかし、とても重要な場において、お互いを気遣う言葉をかけあい、それぞれにとって大切な存在であることが確認されることも少なくない。事件の背景に家族間の葛藤があることも少なくないし、また事件を起こしたことで家族から見放されるのではないかと不安になる少年もある。審判でのこのような言葉のやり取りがこれからなされる更生の過程で少年の支え

になることもある。被害者が傍聴している審判廷でそのようなやりとりをすることは困難であろう。

同様に裁判官も、時には少年を励ますような言葉かけをすることもあり、少年もそれによって「自分のことがわかってもらえた」と感じ、更生の意欲を持つこともある。しかし、これも同様に困難になるであろう(なお、求められているのは、威圧的に、厳しそうな口調で話を聞くのではなく、少年がコミュニケーションしやすい環境で、しっかりと話をさせ、しっかりと考えさせ、その上で、専門的な知見に基づいて毅然と判断を示すことのはずである)。

裁判官としては、被害者を意識するため、ある程度権威的な姿勢をとらざるを得ず(少年に共感的に聞いていることも、実はそれによって少年の内面をしっかりと引き出し、その上で適切に処分を決めようとしていることになるが、被害者にそのことを理解してもらうことが難しいと感じれば、ある程度権威的な姿勢をとらざるを得ない)、これは結局少年が話をしやすい雰囲気を阻害することになる。

私が担当したある少年事件では、逆送後の公開法廷では、少年が通院していた精神病院での人間関係にふれることができなかったし(主にメディアを意識したため。その件では、被害者からそのような情報がメディアに流れるとは到底考えられなかったが、それは逆送後相当期間が過ぎる中で、こちらがそう確信したのであり、被害者がどのような状況になっているかわからない事件まもないころは判断がつかなかったと思う)、成人事件の例ではあるが、子どもを虐待で殺してしまった刑事事件で、被告人自らが家族から性的虐待を受けていた事情についてふれることができなかった(警察官作成の供述調書には記載されていた)。

以上からすると、被害者が傍聴する審判では、結局のところ、被害者向けの形骸化した審判を行うことになりかねない。重要なやりとりは、審判以外の場所で、裁判官が調査官や付添人と協議し、審判は形を整えることが中心となってしまう危険がある。

なお、少年以外の関係者であっても被害者の存在を意識するあまり萎縮する(家裁調査官が必要であるのに報告書に記載しなくなる、関係者が家庭裁判所に率直に話をしなくなる)という危険が一般的に認められることは、今回の要綱(骨子)自身も、社会記録の閲覧謄写に関して、認めているはずである(詳しくは後述する)。

3-3 被害者による傍聴すべてを否定する必要はなく、一定の要件を定めて傍聴を認めるべきであるとの考え方について

3-3-1 傍聴の要件と関連付けて議論する必要がある

被害者による傍聴を一律に否定する必要はなく、一定の要件を定めて傍聴を認めるべきであるとの考え方がある。しかし、これは、傍聴を認める要件との関係において、慎重に議論する必要がある。被害者の傍聴が、総合的に考えて、少年の再犯防止、健全育成に積極的に資すると考えられる場合に限定して傍聴を認めるのであれば、論者が指摘するとおり、一律に傍聴を否定せず、裁判所の裁量で傍聴を認めたところで、それによって、前述の審判の非公開が保障する少年審判の機能を損なうおそれは少ないと思われる。

しかし、被害者による傍聴について、少年審判におけるプライバシーの保護、真相解明機能、

教育的機能を損なうことについて、その程度が大きくなければ傍聴を認めるとか、損なうことが確実とは言えずおそれがあるにすぎない場合は、傍聴を認めるのを相当とするという立場に立つのであれば、被害者が傍聴する審判において、まさに少年審判の基本的な機能を損なう結果になるのである。

いわゆる重大事件において、事件から間もない時期に加害者被害者双方に十分な準備もなく、被害者の傍聴のもと審判をすすめることは、少年から見て積極的な意義が見出せるかどうか疑問があるケースがほとんどである。また、これまでに指摘したとおり、少年以外の関係者についても萎縮的な効果を生む可能性が高い。

また、繰り返し述べるとおり、少年から事情を聞きだし、またそれに基づいて審判関係者が実のあるコミュニケーションを行うためには、それを促進する環境をできるだけ整える必要があるのであって、被害者による傍聴がこのような機能を促進しないまでも阻害もしない事態というのは、考えがたい。こう考えると、よほど例外的に少年の更生に資すると積極的に評価できるケース以外は、総合的に見れば、少年審判の運営にとって、程度の差こそあれ、消極的にしか評価できないのであって、要綱(骨子)のように、少年の更生に資すると評価できる場合以外のケースも含むあいまいな要件のもとで傍聴を認めることで、現在の少年審判の基本的機能を損なわないとは考えられない。

3-3-2 社会記録の閲覧謄写との比較

なお、このような萎縮のおそれが懸念されることについては、今回の要綱(骨子)が前提としている事実でもある。

今回の要綱(骨子)は、被害者による社会記録の閲覧・謄写を認めていない。一定の要件のもと、限定的に認めるという姿勢もとっていない。これは、要綱(骨子)作成過程において、社会記録の閲覧謄写を認めることの弊害を考えた場合に、類型的にこれを否定すべきであるとの結論に達したものと思われる。

その弊害としては、いわゆる社会記録には、少年や少年の家族の高度のプライバシーが記載されているほか、学校や保護観察所、児童相談所等の関係機関から得た情報や率直な意見等も記載されているところ、この記録を事件の被害者が閲覧謄写する可能性があるとなると、関係機関の協力を得にくくなったり、また、記録に率直な意見(とりわけ被害者の意向とは異なる意見の場合)を記載しにくくなることから、社会記録自体が形骸化し、意味をなさなくなるおそれがあると判断されたからであると思われる。被害者の存在を念頭に置いた場合に、関係者(関係機関及び家裁調査官)が萎縮することが類型的、一般的に生じることを危惧したわけである。

3-4 その他の問題

3-4-1 傍聴について「相当と認める場合」という要件のあいまいさ

既に指摘したとおり、本要綱(骨子)が傍聴の要件としている「少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき」というのは、相当か否かを判

断する上での考慮要素こそあげられているものの、「相当」とは被害者の傍聴により危惧される問題点がどの程度に達すれば相当ではないのか(要するに少しでもマイナスと判断されれば相当ではないと判断してよいのか)、またその根拠はどの程度のものが要求されているのかが、法務省の説明ではよくわからない。冒頭にあげた審判非公開が持つ機能を阻害するおそれがある場合においては、傍聴という方法ではなく、家裁調査官や裁判官から、審判の実情について説明を受けるという方法により、情報の提供を受けるべきである。

3-4-2 「生命に重大な危険を生じさせた」という要件のあいまいさ

この点に関しても、要件があいまいと言わざるを得ない。「生命に重大な危険を生じさせた」とは、要するに当該少年の行為によって受けた傷害それ自体と死亡の危険性との結びつきの度合いを指していると思われる。しかし、たとえば、包丁で腹部を刺してしまったという事件ひとつをとってみても、もう少し傷が深ければ死亡していたかもしれないという場合を想定しているのであろうか。仮にそうだとすると、どの程度の深さであれば生命に重大な危険を生じさせたといえるのだろうか。

ある傷害が、死亡の危険性とどの程度結びつきが強いのかといったことは誰が判断するのか、医師が判断することができるのか(医師の場合、全治何ヶ月を要する怪我であるかは言及できても、当該傷が死亡の危険を生じさせたといえるかどうかについて判断を示すことができないのではないか)。このようなあいまいな要件を設けるべきではない。

3-4-3 触法少年を対象に加えていることの問題

少年審判を非公開にすることによる機能を確保する重要性は、とりわけ触法少年において顕著である。先般の少年法改正においても、国会審議において、低年齢の少年については、精神的に未成熟で、可塑性に富むこと、被暗示性が強いこと等を意識して審議がなされ、法案に修正が図られた。

触法少年からの事実の聴き取りは、14歳以上の少年の場合以上に、さまざまな配慮のもとに実施する必要があり、先にあげた警察庁生活安全局少年課が平成19年10月に作成した触法調査マニュアルにおいても、かかる観点からさまざまな配慮すべき事項が指摘されているのである。

被害者からみれば、事件を起こした少年が何歳であろうと被害の実情は変わらないことは事実であるが、以上の点を考えれば、触法少年に対する審判も傍聴の対象としていることの問題は極めて大きい。

3-4-4 少年の健全育成がなぜ要件となっていないのか

また、要綱(骨子)では、被害者による傍聴の相当性を判断する上で、検討すべき要素として、「少年の健全育成」という用語が掲げられていない(記録の閲覧謄写に関しては、「少年の健全育成」という用語が用いられている)。

法務省の説明では、「少年の年齢及び心身の状態」が少年の健全育成という視点をより具体化したものとのことであるが、「少年の年齢及び心身の状態」が少年の健全育成という概念をすべて

具体化しているものとも言いがたい。この点に関し、文言の工夫が必要であると考ええる。

3-4-5 実務上の運用の困難さ(被害者の一部退席を求めることは現実には困難である)

なお、法務省の説明によれば、被害者について審判の一部の傍聴を認めないとの措置も可能であり、これを利用することで懸念される弊害を回避できる部分もあるのではないかと趣旨の説明もなされた。

社会記録の閲覧謄写を認めなかった趣旨からすると、審判において、高度な秘密が審理される場合や、関係者から提供された情報に基づいてやりとりをする場合に、一時的に被害者に審判廷から退席してもらうとか、また、審判でやりとりする内容によっては、少年や関係者の萎縮が予想される場合等にもその部分に限って退席してもらうといった運用を考えているのだと思う。

しかし、もともと、裁判所関係者は、本審議会に先立つ検討会や意見交換会で、非行事実と要保護性を二分して審理することは困難であることを述べており、非形式的に、審判の状況にあわせてさまざまな内容について、時には「行ったり来たりしながら」、審判をすすめていくことが少年審判の実情である旨の説明を行っていた。従って、要保護性の審理の最中に高度にプライベートな情報を取り扱う場面で、審判を中断して、被害者に席をはずしてもらい、その後また審判廷にはいってもらうという運用はあまりにも非現実的である。

さらに、少年がこちらの意図とは異なり思わぬ話をすることも考えられるのであり、法務省が説明するような運用は実際できない。付添人としても、どのタイミングでどの話をきいてよいのか判断もつかず、結局はあたりさわりのない話を聞く方向になってしまうと考える。

3-4-6 モニターによる傍聴について

なお、部会ではモニター傍聴についても若干議論されたが、これまで指摘した被害者の傍聴による少年審判の基本構造との抵触や弊害は、モニター傍聴によっても、ほとんど変わらないのであり、モニター傍聴を活用することで、少年の負担を和らげようとするところについては反対である。

仮に、モニター傍聴によって少年側の負担が和らぐから導入すべきと考えるのであれば、「本来被害者が同じ部屋で傍聴しておれば言えないことを、同じ部屋に被害者がいないため、被害者が聞いていないかのような気持ちになって少年が話をするのではないか」という効果を期待することになる。しかし、「被害者が聞いていないかのような気持ちになって」少年が話をした内容を、被害者は別室で聞いているのであり、このような構造は、審判の公正さを疑わせる事態と言わざるを得ない。

4 記録閲覧謄写の範囲拡大について

法務省の説明では、本要綱(骨子)の記録閲覧謄写範囲の拡大については、条文の書きぶりにおいて、閲覧謄写を認めることを原則とした他、閲覧謄写の範囲について、いわゆる少年の身上経歴の部分も含むこととしたとのことである。

しかし、いわゆる法律記録のうち身上経歴に関する部分(非行事実及び非行にいたる経緯以外

の部分)について、プライバシー保護の要請が強いことは言うまでもないことであって、ここまで閲覧謄写の範囲を拡大することには反対である。

また、社会記録の閲覧謄写は認めないとする一方で、法律記録のうち身上経歴に関する部分(非行事実及び非行にいたる経緯以外の部分)であれば開示をするというのも、矛盾していると言わざるを得ない。

また、現在の法制下でも、閲覧謄写した少年事件の内容をインターネット上で公表するといった事態も生じており、このような事態を防ぐための方策についても検討すべきである。

以 上